

随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

<平成24年2月分>

物品役務等の名称及び数量	契約担当職の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計規程の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格（円）	契約金額（税込）（円）	落札率（%）	再就職の役員の数	備考
該当なし									

(注1) 公表対象契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

(注3) 予定価格および落札率の欄の「-」は他の契約の予定価格を類推される恐れがあること等の理由により公表しないもの。

(注4) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第40条の規定に基づき、主務大臣が選任した会計監査人と契約を締結する場合であって、当該会計監査人の選任が、各法人の長が主務大臣あて提出した候補者の名簿により選任された場合には、当該契約は、「公募」契約と整理することとなる。（平成23年4月27日 総務省行政管理局 事務連絡より）